

第5章

計画の推進

1 推進すべきこと

(1) 市民の理解と参加の推進

スポーツ基本法において、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは人々の権利であり、国民が自主的、自律的に行うことができるよう推進することとされています。

本市では、スポーツを通じて、市民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツへの市民の関心と理解を深めるとともに、スポーツに対する市民の参加・支援を促進します。

(2) 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進

スポーツの推進には、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の多様な主体による連携・協働が必要不可欠です。

本市では、施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化・スポーツ振興課や教育委員会等スポーツを所管する組織間の連携を強化します。

(3) スポーツの推進のための財源の確保と効率的・効果的な活用

スポーツの推進に必要な財源の確保のため、財政事情等を考慮しつつ、施策の実施に必要な予算措置の充実に努めるとともに、寄附税制やスポーツ振興基金などを有効活用し、寄附文化の醸成を通じた民間資金の導入を進め、その効果的・効率的な活用を図ります。



2 評価・見直し

(1) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

本計画を着実に推進するため、計画の進捗状況について定期的に庁内検証を行います。検証に当たっては、庁内組織の「スポーツ推進庁内委員会」及び外部組織の「スポーツ推進審議会」において毎年検証を行い、必要な施策の見直しを講じるとともに、検証の結果を次期計画の策定における改善に反映します。

計画内容の見直しに当たっては、社会情勢やスポーツ界の変化を踏まえ、着実かつ効果的な改善方策を検討します。

また、計画の進捗状況や施策の効果をより適切に点検・評価するための評価方法や指標等を検討し、市民に公表をするため、分かりやすく説明できるよう工夫します。

■ 評価・見直し体制イメージ

